



「再活」×2

不動産を「再活」し、日本を「再活」する。



平成 30 年 2 月 24 日

各位

会社名 株式会社アルデプロ
代表者名 代表取締役社長 椎塚裕一
(コード番号 8925 東証二部)
問合せ先 執行役員社長室長 荻坂昌次郎
(TEL 03-5367-2001)

仮想通貨による不動産決済サービス開始および第 1 号・仮想通貨による不動産売買契約の締結ならびに決済完了に関するお知らせ

当社は、仮想通貨（ビットコイン、イーサリアム、ビットコインキャッシュ、リップル）による不動産決済サービス（以下、「本サービス」といいます。）を開始することを本日開催の取締役会で決議し、その第 1 号として仮想通貨（イーサリアム）による不動産売買契約の締結および決済を完了いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本サービスについて

(1) 本サービス導入の目的

当社は、国内外の不動産業者や投資家に対して当社保有不動産を随時、ご紹介してまいりましたが、その反響として、国内外の不動産業者や投資家から仮想通貨での不動産売買の決済を行いたいという要望が寄せられておりました。また、昨今、国内外で仮想通貨の保有者の増加に伴い、仮想通貨が利用可能な店舗も増加しており、仮想通貨を用いた決済方法は、国内だけでなく海外でも有用な決済手段の一つとして認知されつつあります。

このような状況の中、当社グループは国内の不動産購入のニーズをもつお客様の利便性向上を目的に、即時決済が可能な仮想通貨（ビットコイン、イーサリアム、ビットコインキャッシュ、リップル）による不動産決済サービスを開始することといたしました。

また、仮想通貨の投資家の中には、保有する仮想通貨を用いて収益不動産投資を始めたというニーズを持つ方も多いと予想しております。

(2) 本サービスの内容

当社が予定する仮想通貨（ビットコイン、イーサリアム、ビットコインキャッシュ、リップル）での不動産決済サービスの内容は、以下のとおりです。

① サービス内容

物件代金や仲介手数料、その他諸費用のお支払いに仮想通貨（ビットコイン、イーサリアム、ビットコインキャッシュ、リップル）をご利用いただけます。

② 対象物件

国内における不動産（収益レジデンス、マンション等）を予定しております。

(3) 想定される顧客

既にビットコイン、イーサリアム、ビットコインキャッシュ、リップルを保有している投資家等で不動産を購入するに当たり、当該仮想通貨にて取引決済をしたい方

(4) 決済頂ける仮想通貨（ビットコイン、イーサリアム、ビットコインキャッシュ、リップル）本サービス開始日：平成30年2月24日（土）

(5) 決済上限：1案件につき1億円以内の仮想通貨（ビットコイン、イーサリアム、ビットコインキャッシュ、リップル）まで

(6) 契約条件：現時点は、契約同日決済案件を前提といたします。

※今後、段階的に、契約日と決済日の日数を隔てた取引決済にも対応予定です。

2. 販売用不動産の売却代金の仮想通貨による受領について

(1) 売却物件の概要

平成30年1月31日付「販売用不動産の売却契約の解除および新たな売却契約の締結に関するお知らせ」でお知らせした、新たな売却契約No.1 およびNo.2 以外の販売用不動産のうちの以下の1件について、本日、東京都在住の個人に売却し売却代金を仮想通貨（イーサリアム）により受領いたしました。日本円等の法定通貨での決済は、金融機関の営業日・営業時間内に行う必要がありますが、仮想通貨であれば今回のように土曜日や日曜日、祝日でも曜日や時間の概念に囚われることなく、当事者の都合で、自由に決済を行うことができます。

No.	所在地	種類	総床面積 (㎡)	地積 (㎡)
1	埼玉県川口市	収益レジデンス	169.82	168.66

(2) 売却先および取引の概要

上記物件の売却先および売却価格につきましては、当該不動産売買契約における売却先との守秘義務契約により公表を控えさせていただきます。なお、売却価格は当社の平成29年7月期の連結売上高（77億33百万円）の10%未満の金額であります。また、売却先については記載すべき資本関係、人的関係、取引関係はなく、属性について問題ありません。

3. 今後の見通しについて

本サービスによる今期業績に与える影響は未定です。今後、開示すべき事項が発生した場合には速やかに開示してまいります。

以上